

平成 9 年 1 2 月 1 5 日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

史料にみる江戸時代後期の香典と葬式諸経費について

江戸時代、葬式は村の秩序を乱した者に科せられた「村八分」という社会制裁があった。中でも、「家事と葬式」だけは除かれたと言われてきたように、封建制度の末端組織である五人組など、地域社会で相互扶助として対処してきた性質のものでした。

そんな時代の市内における葬式の様子を知る史料一つともなる香典、諸経費に関する報告等は、これまで管見でみる限りなかったようにも思える。

そこで、近年、市内梅郷 1 丁目の F 家で、宝暦 9 年（1759）から安政 3 年（1856）までの約 100 年間にわたる香典帳 20 冊が見つかったので、それをもとに当時の香典や諸費用のあらましを眺めてみることにする。

まず香典からみると、金額の多寡^{たくわ}については、最高額は宝暦 9 年から文政 5 年（1822）まで金 1 分程度（現在の金額に換算し 20,000 円～25,000 円位）であったのが、幕末の安政 3 年には金 1 両（同 80,000～100,000 円位）以上と 4 倍に上昇している。一方、最低額は宝暦 9 年から文化 11 年（1814）までは銭 50 文（同 1,000 円位）、文政期以降は銭 100 文になっている。平均的金額は宝暦から文化期には銭 130 文～170 文と低いが、文政期以降は銭 200 文～550 文と時代が下がるに従い相当に上がっている。そして、大変興味を引くのが文政 5 年以降、金額の頭に「青銅」、または「金」を付け、青銅 10 疋^{ひき}とか、金 100 疋、或いは単に 10 疋とか、100 疋と記したものが多く見られる（1 疋は同 200 円～250 円位）。また葬式によっては、多くの人が金銭に白米・そうめん・重之内（赤飯或いは煮しめか）・ろうそく・線香などを添えていたり、品物のみを出している人もみられる。さらに、「見舞共」と付記されているのが見えるが、多分長患い後に亡くなったために病氣見舞も含め出したのではないか。

次に、諸経費であるが、天明 4 年（1784）から安政 3 年までに支出した内容を列挙すると、旦那寺へのお布施料、お供の小僧へ別に礼金、近在の寺への礼金、親族・会葬者などの接客のため、米・小麦・大根・なす・うり・とうなす・芋・とうふ・のり・油揚げ・こんにゃく・はんぺん・醤油・黒砂糖・酢・みりん・酒などの購入、その他では葬具・ろうそく・水油・半紙・皿・足袋・ハリ・わらぞうり・もみ（布の一種）・木綿・クギなども購入支出している。

最後に、収支決算、つまり香典で諸経費が賄えたかであるが、安政 3 年の香典帳でみると、香典が金 6 両 1 分 2 朱と銭 6 貫 500 文であったのに対し、諸経費は金 10 両 1 分と銭 100 文、差引き金 3 両 2 分余の赤字となっている。なお、葬式のお返しについては、記録がないのでどのようにしていたかは不明。いずれにしても、葬式を 1 年に 2 回も出そうものなら経済的に豊かでない家は、さぞ大変だったと想像される。

（文責 大澤）